

社会福祉法人養父市社会福祉協議会
高齢者保健福祉月間事業実施要綱

平成 16 年 8 月 1 日制定
平成 16 年 8 月 31 日改正
平成 18 年 8 月 31 日改正
平成 20 年 8 月 31 日改正
平成 28 年 8 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の長寿を祝福し、高齢者及び高齢夫婦に記念品等を贈呈することにより、敬老思想の高揚を図るとともに高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(受給者)

第 2 条 記念品等の受給資格を有する者（以下「受給者」という。）は、毎年 9 月 15 日現在において養父市内に住所を有する者とする。

(記念品の贈呈方法等)

第 3 条 受給者の区分、贈呈者について、別表に定める。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

(平成 28 年度における特例)

2 平成 28 年度における記念品の受給者は、次のとおりとする。

区 分
市内最高齢者の方
満年齢 100 歳の方
夫婦の年齢合計が 185 歳に到達した方々
夫婦の年齢合計が市内最高年齢の方々

別表(第 3 条関係)

区 分	贈呈者（訪問者）
市内最高齢者の方	会長
夫婦の年齢合計が市内最高年齢の方々	